

	鳥取県公報	令和 7 年 6 月 13 日（金） 号外第 6 5 号																																				
		毎週火・金曜日発行																																				
<table><tr><td></td><td>目</td><td>次</td></tr><tr><td>◇ 訓 令</td><td>鳥取県ウェブサイト運用管理規程の一部を改正する訓令（7）（広報課）</td><td>2</td></tr><tr><td></td><td>鳥取県公印規程の一部を改正する訓令（8）（政策法務課）</td><td>3</td></tr><tr><td></td><td>鳥取県施行文書書式規程の一部を改正する訓令（9）（〃）</td><td>5</td></tr><tr><td></td><td>官報に掲載する事項等に関する規程の一部を改正する訓令（10）（〃）</td><td>6</td></tr><tr><td></td><td>鳥取県文書の管理に関する規程の一部を改正する訓令（11）（〃）</td><td>8</td></tr><tr><td></td><td>職員の任免発令規程の一部を改正する訓令（12）（人事企画課）</td><td>10</td></tr><tr><td></td><td>鳥取県職員表彰規程の一部を改正する訓令（13）（〃）</td><td>11</td></tr><tr><td></td><td>鳥取県職員服務規程の一部を改正する訓令（14）（〃）</td><td>12</td></tr><tr><td></td><td>職員の外国旅行の旅費に関する取扱規程の一部を改正する訓令（15）（〃）</td><td>13</td></tr><tr><td></td><td>鳥取県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令（16）（職員支援課）</td><td>14</td></tr><tr><td></td><td>鳥取県職員研修規程の一部を改正する訓令（17）（職員人材開発センター）</td><td>16</td></tr></table>				目	次	◇ 訓 令	鳥取県ウェブサイト運用管理規程の一部を改正する訓令（7）（広報課）	2		鳥取県公印規程の一部を改正する訓令（8）（政策法務課）	3		鳥取県施行文書書式規程の一部を改正する訓令（9）（〃）	5		官報に掲載する事項等に関する規程の一部を改正する訓令（10）（〃）	6		鳥取県文書の管理に関する規程の一部を改正する訓令（11）（〃）	8		職員の任免発令規程の一部を改正する訓令（12）（人事企画課）	10		鳥取県職員表彰規程の一部を改正する訓令（13）（〃）	11		鳥取県職員服務規程の一部を改正する訓令（14）（〃）	12		職員の外国旅行の旅費に関する取扱規程の一部を改正する訓令（15）（〃）	13		鳥取県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令（16）（職員支援課）	14		鳥取県職員研修規程の一部を改正する訓令（17）（職員人材開発センター）	16
	目	次																																				
◇ 訓 令	鳥取県ウェブサイト運用管理規程の一部を改正する訓令（7）（広報課）	2																																				
	鳥取県公印規程の一部を改正する訓令（8）（政策法務課）	3																																				
	鳥取県施行文書書式規程の一部を改正する訓令（9）（〃）	5																																				
	官報に掲載する事項等に関する規程の一部を改正する訓令（10）（〃）	6																																				
	鳥取県文書の管理に関する規程の一部を改正する訓令（11）（〃）	8																																				
	職員の任免発令規程の一部を改正する訓令（12）（人事企画課）	10																																				
	鳥取県職員表彰規程の一部を改正する訓令（13）（〃）	11																																				
	鳥取県職員服務規程の一部を改正する訓令（14）（〃）	12																																				
	職員の外国旅行の旅費に関する取扱規程の一部を改正する訓令（15）（〃）	13																																				
	鳥取県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令（16）（職員支援課）	14																																				
	鳥取県職員研修規程の一部を改正する訓令（17）（職員人材開発センター）	16																																				

訓 令

鳥取県訓令第7号

鳥取県ウェブサイト運用管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年6月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県ウェブサイト運用管理規程の一部を改正する訓令

鳥取県ウェブサイト運用管理規程（平成22年鳥取県訓令第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（定義） 第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （1）・（2） 略 （3） 所属長 本庁（鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）第2条第2項に規定する本庁をいう。）及び会計管理部（鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）<u>第18条第1項</u>の規定により設置された会計管理部をいう。）の課（課に相当するものを含む。）、労働委員会事務局並びに地方機関（鳥取県行政組織規則第2条第3項に規定する地方機関をいい、総合事務所にあっては局と、農林事務所にあっては東部農林事務所及び東部農林事務所八頭事務所とする。）の長をいう。 （4）・（5） 略	（定義） 第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （1）・（2） 略 （3） 所属長 本庁（鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）第2条第2項に規定する本庁をいう。）及び会計管理部（鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）<u>第15条第1項</u>の規定により設置された会計管理部をいう。）の課（課に相当するものを含む。）、労働委員会事務局並びに地方機関（鳥取県行政組織規則第2条第3項に規定する地方機関をいい、総合事務所にあっては局と、農林事務所にあっては東部農林事務所及び東部農林事務所八頭事務所とする。）の長をいう。 （4）・（5） 略

附 則

この訓令は、令和7年6月13日から施行する。

鳥取県訓令第8号

鳥取県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年6月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県公印規程の一部を改正する訓令

鳥取県公印規程（昭和26年鳥取県訓令第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線、傍線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前				
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）				
公印の種類	ひな形	寸法	管守者	摘要	公印の種類	ひな形	寸法	管守者	摘要
略					略				
5 副知事印第1号	鳥 取 県 副知事印	25ミリメートル平方	政策法務課長		5 副知事印第1号	鳥 取 県 副知事印	25ミリメートル平方	政策法務課長	
5 の 2 政策統轄監印第1号	鳥取県政策統轄監印	24ミリメートル平方	政策法務課長						
略					略				
8 専用部長印第1号	鳥 取 県 部 長 印 何 専 用	22ミリメートル平方	主務課長 機関の長		7 の 2 専用部長印第1号	鳥 取 県 部 長 印 何 専 用	22ミリメートル平方	主務課長 機関の長	
					8 統轄監印第1号	鳥 取 県 統轄監印	22ミリメートル平方	政策法務課長	
					第2号	統 轄 監 印 鳥 取 県	22ミリメートル平方	政策法務課長	縦書きの文書用

9 局長印 第1号	鳥 取 県 局 長 印	22ミリメートル平方	政策法務課長	
第2号	局 鳥 長 取 印 県	22ミリメートル平方	政策法務課長	縦書きの文書用
10 部 内局 長印 第1号 第2号	略			
11 課 長印 第1号	鳥 取 県 何 部 (局) 何 課 長 印	21ミリメートル平方	主務課長	
第2号	何 部 鳥 課 長 (局) 印 取 県 何	21ミリメートル平方	主務課長	縦書きの文書用
第3号	鳥 取 県 何 部 (局) 課 長 印	21ミリメートル平方	主管課長	
第4号	課 部 鳥 長 (局) 印 取 県 何	21ミリメートル平方	主管課長	縦書きの文書用
略				
9 削除				
10 局 長印 第1号 第2号	略			
11 課 長印 第1号	鳥 取 県 何 部 何 課 長 印	21ミリメートル平方	主務課長	
第2号	何 何 鳥 課 長 取 印 部 県	21ミリメートル平方	主務課長	縦書きの文書用
第3号	鳥 取 県 何 部 課 長 印	21ミリメートル平方	主管課長	
第4号	課 何 鳥 長 取 印 部 県	21ミリメートル平方	主管課長	縦書きの文書用
略				

附 則

この訓令は、令和7年6月13日から施行する。ただし、別表7の2の項及び8の項の改正規定は、鳥取県行政組織条例等の一部を改正する条例（令和7年鳥取県条例第31号）附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

鳥取県訓令第9号

鳥取県施行文書書式規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年6月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県施行文書書式規程の一部を改正する訓令

鳥取県施行文書書式規程（昭和32年鳥取県訓令第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前				
別表（第5条関係） 知事の事務部局の施行文書書式 目次 略 第1～第8 略 第9 一般文書 <table><tr><td>略</td><td>○ 略 (ア)～(キ) 略 (ク) 所属名（発信者が部内局又は総合事務所の長以上のものに限る。）、担当名、担当者名、電話番号等を記載する。 (ケ) 略</td></tr></table> 第10～第12 略	略	○ 略 (ア)～(キ) 略 (ク) 所属名（発信者が部内局又は総合事務所の長以上のものに限る。）、担当名、担当者名、電話番号等を記載する。 (ケ) 略	別表（第5条関係） 知事の事務部局の施行文書書式 目次 略 第1～第8 略 第9 一般文書 <table><tr><td>略</td><td>○ 略 (ア)～(キ) 略 (ク) 所属名（発信者が局又は総合事務所の長以上のものに限る。）、担当名、担当者名、電話番号等を記載する。 (ケ) 略</td></tr></table> 第10～第12 略	略	○ 略 (ア)～(キ) 略 (ク) 所属名（発信者が局又は総合事務所の長以上のものに限る。）、担当名、担当者名、電話番号等を記載する。 (ケ) 略
略	○ 略 (ア)～(キ) 略 (ク) 所属名（発信者が部内局又は総合事務所の長以上のものに限る。）、担当名、担当者名、電話番号等を記載する。 (ケ) 略				
略	○ 略 (ア)～(キ) 略 (ク) 所属名（発信者が局又は総合事務所の長以上のものに限る。）、担当名、担当者名、電話番号等を記載する。 (ケ) 略				

附 則

この訓令は、令和7年6月13日から施行する。

鳥取県訓令第10号

官報に掲載する事項等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年6月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

官報に掲載する事項等に関する規程の一部を改正する訓令

第1条 官報に掲載する事項等に関する規程（昭和39年鳥取県訓令第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																						
<u>官報に掲載する事項の報告に関する規程</u> （趣旨） 第1条 この訓令は、官報に<u>掲載することができる事項（官報の発行に関する法律（令和5年法律第85号）第4条第2項第3号に掲げる事項をいう。以下「官報掲載事項」という。）の報告に関する事項を定めるものとする。</u>	<u>官報に掲載する事項等に関する規程</u> （趣旨） 第1条 この訓令は、官報に<u>掲載する事項及びその報告に関する事項を定めるものとする。</u> （<u>官報掲載事項等</u>） 第3条 <u>官報に掲載する事項（以下「官報掲載事項」という。）は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、その報告様式は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。</u> <table><tr><th colspan="2">掲載事項</th><th>様式</th></tr><tr><td>1</td><td>地方自治法（昭和22年法律第67号）第14条第2項に規定する条例で、全国的に影響するところが大きいものの制定又は改廃</td><td>様式第1号</td></tr><tr><td>2</td><td>地方税法（昭和25年法律第226号）第19条第3号から第8号までに掲げる処分についての審査請求があった場合又はその審査請求に対する裁決をした場合のその要旨</td><td>様式第2号</td></tr><tr><td>3</td><td>知事の選挙の結果</td><td>様式第3号</td></tr><tr><td>4</td><td>地方自治法第261条の規定による住民投票の経過及び結果</td><td>様式第4号</td></tr><tr><td rowspan="3">5 人 事 異 動</td><td>副知事、病院事業の管理者及び会計管理者</td><td>様式第5号</td></tr><tr><td>議会の議長及び副議長</td><td>様式第6号</td></tr><tr><td>教育委員会教育長及び委</td><td>様式第7号</td></tr></table>	掲載事項		様式	1	地方自治法（昭和22年法律第67号）第14条第2項に規定する条例で、全国的に影響するところが大きいものの制定又は改廃	様式第1号	2	地方税法（昭和25年法律第226号）第19条第3号から第8号までに掲げる処分についての審査請求があった場合又はその審査請求に対する裁決をした場合のその要旨	様式第2号	3	知事の選挙の結果	様式第3号	4	地方自治法第261条の規定による住民投票の経過及び結果	様式第4号	5 人 事 異 動	副知事、病院事業の管理者及び会計管理者	様式第5号	議会の議長及び副議長	様式第6号	教育委員会教育長及び委	様式第7号
掲載事項		様式																					
1	地方自治法（昭和22年法律第67号）第14条第2項に規定する条例で、全国的に影響するところが大きいものの制定又は改廃	様式第1号																					
2	地方税法（昭和25年法律第226号）第19条第3号から第8号までに掲げる処分についての審査請求があった場合又はその審査請求に対する裁決をした場合のその要旨	様式第2号																					
3	知事の選挙の結果	様式第3号																					
4	地方自治法第261条の規定による住民投票の経過及び結果	様式第4号																					
5 人 事 異 動	副知事、病院事業の管理者及び会計管理者	様式第5号																					
	議会の議長及び副議長	様式第6号																					
	教育委員会教育長及び委	様式第7号																					

(官報掲載原稿の作成) <u>第3条</u> 官報掲載事項の所管課(第5条第1項において「所管課」という。)において官報への掲載を希望するときは、その原稿を作成し、官報報告主任に送付しなければならない。 (報告の事務手続) <u>第4条</u> 官報報告主任は、前条の規定による送付を受けたときは、<u>同条の原稿の内容その他必要な事項について審査を行い、速やかに総務省大臣官房総務課長へ送付するものとする。</u> (官報掲載事項の訂正) <u>第5条</u> 所管課は、官報に掲載された事項に誤りを発見したときは、<u>直ちに官報報告主任に通知しなければならない。</u> <u>2 官報報告主任は、前項の通知を受けたときは、直ちに前条の手続に準じて訂正の手続を行わなければならない。</u>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="855 194 1254 360">員、監査委員、人事委員会委員、公安委員会委員、労働委員会委員並びに収用委員会委員</td><td data-bbox="1254 194 1402 360">号又は様式第9号</td></tr> <tr> <td data-bbox="855 360 1254 443">選挙管理委員会の委員</td><td data-bbox="1254 360 1402 443">様式第8号</td></tr> <tr> <td data-bbox="855 443 1254 566">議会、人事委員会、監査委員、労働委員会及び収用委員会の事務局長</td><td data-bbox="1254 443 1402 566">様式第5号</td></tr> <tr> <td data-bbox="855 566 1254 649">6 主たる事務所の設置又は変更</td><td data-bbox="1254 566 1402 649">様式第10号</td></tr> </table> (官報掲載原稿の作成) <u>第4条</u> 官報掲載事項の所管課において官報への掲載を希望するときは、その原稿を作成し、官報報告主任に送付しなければならない。 (報告の事務手続) <u>第5条</u> 官報報告主任は、前条の報告の原稿の送付を受けたときは、<u>直ちに総務省大臣官房総務課長へ3部送付するものとする。</u>	員、監査委員、人事委員会委員、公安委員会委員、労働委員会委員並びに収用委員会委員	号又は様式第9号	選挙管理委員会の委員	様式第8号	議会、人事委員会、監査委員、労働委員会及び収用委員会の事務局長	様式第5号	6 主たる事務所の設置又は変更	様式第10号
員、監査委員、人事委員会委員、公安委員会委員、労働委員会委員並びに収用委員会委員	号又は様式第9号								
選挙管理委員会の委員	様式第8号								
議会、人事委員会、監査委員、労働委員会及び収用委員会の事務局長	様式第5号								
6 主たる事務所の設置又は変更	様式第10号								

第2条 官報に掲載する事項等に関する規程の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第10号までを削る。

附 則

この訓令は、令和7年6月13日から施行する。

鳥取県訓令第11号

鳥取県文書の管理に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年6月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県文書の管理に関する規程の一部を改正する訓令

鳥取県文書の管理に関する規程（平成24年鳥取県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)～(4) 略

(5) 所属 本庁等のうち鳥取県行政組織規則第6条の表の第3欄に掲げる課（同表の第2欄に掲げる部内局のうち当該部内局内に課が置かれない部内局を含む。）及び鳥取県会計管理部組織規則第2条第1項の規定により設置された課並びに地方機関等をいう。

(6)～(18) 略

2 略

別表第1 文書の保存期間の区分（第32条関係）

1 略

2 1以外のもの

文書の区分	文書の類型	保存期間
略		
3 職員の人事に関する文書	1～4 略 5 知事、副知事、部局（鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）第2条の規定により設置された部局をいう。以下同じ。）の長及び会計管理者並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第4号に掲げる特別職の職員の仕事	略

改正前

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)～(4) 略

(5) 所属 本庁等のうち鳥取県行政組織規則第6条の表の第3欄に掲げる課（同表の第2欄に掲げる局のうち当該局内に課が置かれない局を含む。）及び鳥取県会計管理部組織規則第2条第1項の規定により設置された課並びに地方機関等をいう。

(6)～(18) 略

2 略

別表第1 文書の保存期間の区分（第32条関係）

1 略

2 1以外のもの

文書の区分	文書の類型	保存期間
略		
3 職員の人事に関する文書	1～4 略 5 知事、副知事、統轄監、部（鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）第2条の規定により設置された部をいう。以下同じ。）の長及び会計管理者の事務の引継ぎに関する文書	略

	の引継ぎに関する文書	
	略	
	知事、副知事、 <u>部局</u> の長及び会計管理者並びに地方公務員法第3条第3項第4号に掲げる特別職の職員以外の職員の事務の引継ぎに関する文書	略
略		

別表第2 歴史公文書等の選別基準（第34条関係）

選別基準の区分	基準の内容	
略		
16 幹部職員の事務引継に関する文書	知事、副知事、 <u>部局</u> の長及び会計管理者並びに地方公務員法第3条第3項第4号に掲げる特別職の職員 の職員 の事務の引継ぎに関する文書	
略		

備考 略

	略	
	知事、副知事、 <u>統轄監</u> 、 <u>部</u> の長及び会計管理者以外の職員の事務の引継ぎに関する文書	略
略		

別表第2 歴史公文書等の選別基準（第34条関係）

選別基準の区分	基準の内容	
略		
16 幹部職員の事務引継に関する文書	知事、副知事、 <u>統轄監</u> 、 <u>部</u> の長及び会計管理者の事務の引継ぎに関する文書	
略		

備考 略

附 則

この訓令は、令和7年6月13日から施行する。ただし、「統轄監」を削る改正規定は、鳥取県行政組織条例等の一部を改正する条例（令和7年鳥取県条例第31号）附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

鳥取県訓令第12号

職員の任免発令規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年6月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

職員の任免発令規程の一部を改正する訓令

職員の任免発令規程（昭和39年鳥取県訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表（第4条関係） 職員の任免の発令 の形式 第1～第3 略 第4 特別職の職員（副 知事、 <u>政策統轄監</u> 、教 育長、病院事業の管理 者、監査委員、委員会 の委員及び附属機関の 委員に限る。）の場合 1～4 略 第5 略	別表（第4条関係） 職員の任免の発令 の形式 第1～第3 略 第4 特別職の職員（副 知事、教育長、病院事 業の管理者、監査委 員、委員会の委員及び 附属機関の委員に限 る。）の場合 1～4 略 第5 略

附 則

この訓令は、令和7年6月13日から施行する。

鳥取県訓令第13号

鳥取県職員表彰規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年6月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県職員表彰規程の一部を改正する訓令

鳥取県職員表彰規程（昭和41年鳥取県訓令第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（表彰の種類） 第4条 略 2 略 3 部長表彰は、部長（鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）<u>第17条第1項</u>に規定する<u>部局長</u>、会計管理者及び労働委員会事務局長をいう。以下同じ。）が前条第1項各号のいずれかに該当する職員（知事の事務部局及び労働委員会の事務局に勤務する職員に限る。）に対して行う。 4 略	（表彰の種類） 第4条 略 2 略 3 部長表彰は、部長（鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）<u>第14条第1項</u>に規定する<u>部長</u>、会計管理者及び労働委員会事務局長をいう。以下同じ。）が前条第1項各号のいずれかに該当する職員（知事の事務部局及び労働委員会の事務局に勤務する職員に限る。）に対して行う。 4 略

附 則

この訓令は、令和7年6月13日から施行する。

鳥取県訓令第14号

鳥取県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 7 年 6 月 13 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県職員服務規程の一部を改正する訓令

鳥取県職員服務規程（平成 8 年鳥取県訓令第 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（定義） 第 2 条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （1） 略 （2） 本庁 鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号。以下「組織規則」という。）第 2 条第 2 項に規定する本庁、鳥取県行政組織条例（平成 6 年鳥取県条例第 5 号）<u>第18条第 1 項</u>の規定により設置された会計管理部及び労働委員会事務局をいう。 （3）・（4） 略	（定義） 第 2 条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （1） 略 （2） 本庁 鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号。以下「組織規則」という。）第 2 条第 2 項に規定する本庁、鳥取県行政組織条例（平成 6 年鳥取県条例第 5 号）<u>第15条第 1 項</u>の規定により設置された会計管理部及び労働委員会事務局をいう。 （3）・（4） 略

附 則

この訓令は、令和 7 年 6 月 13 日から施行する。

鳥取県訓令第15号

職員の外国旅行の旅費に関する取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年6月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

職員の外国旅行の旅費に関する取扱規程の一部を改正する訓令

職員の外国旅行の旅費に関する取扱規程（平成28年鳥取県訓令第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前				
別表第 1 （第 3 条関係）					別表第 1 （第 3 条関係）				
1 宿泊費基準額					1 宿泊費基準額				
区分			宿泊費基準額（1 夜につき）		区分			宿泊費基準額（1 夜につき）	
地域	国名	地名	知事、副知事及び政策統轄監	左記以外の者	地域	国名	地名	知事及び副知事	左記以外の者
略					略				
2 略					2 略				
別表第 2 （第 4 条関係）					別表第 2 （第 4 条関係）				
区分			略		区分			略	
特別職の職員	知事、副知事及び政策統轄監		略		特別職の職員	知事及び副知事		略	
	略					略			
略					略				
備考					備考				
1 略					1 略				
2 「その他」とは、特別職の職員のうち、知事、副知事、政策統轄監、教育長及び教育委員会の委員等を除く職員をいう（以下同じ。）。					2 「その他」とは、特別職の職員のうち、知事、副知事、教育長及び教育委員会の委員等を除く職員をいう（以下同じ。）。				
3～6 略					3～6 略				
別表第 3 （第 4 条関係）					別表第 3 （第 4 条関係）				
区分			略		区分			略	
特別職の職員	知事、副知事及び政策統轄監		略		特別職の職員	知事及び副知事		略	
	略					略			
略					略				

附 則

この訓令は、令和7年6月13日から施行する。

鳥取県訓令第16号

鳥取県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年6月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

鳥取県職員安全衛生管理規程（昭和56年鳥取県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（安全推進者） 第6条の2 <u>部局</u>（鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）第2条に規定する<u>部局</u>（特定機関である<u>部局</u>を除く。次項において同じ。））、同条例第18条第1項に規定する会計管理部及び労働委員会事務局をいう。以下同じ。）及び地方機関等（前条第1項の規定により安全管理者を置く地方機関を除く。）に安全推進者を置く。 2 安全推進者は、<u>部局</u>の長又は地方機関等の長が、その所属職員のうちから指名した者をもって充てる。 3・4 略	（安全推進者） 第6条の2 <u>部</u>（鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）第2条に規定する<u>部</u>（特定機関である<u>部</u>を除く。次項において同じ。））、同条例第15条第1項に規定する会計管理部及び労働委員会事務局をいう。以下同じ。）及び地方機関等（前条第1項の規定により安全管理者を置く地方機関を除く。）に安全推進者を置く。 2 安全推進者は、<u>部</u>の長又は地方機関等の長が、その所属職員のうちから指名した者をもって充てる。 3・4 略
（総括安全衛生管理者等の代理者） 第8条 略 2 総括管理者等の代理者は、本庁の総括安全衛生管理者及び衛生管理者の代理者にあつては職員支援課長が本庁の職員のうちから指名した者を、本庁の安全推進者の代理者にあつては<u>部局</u>の長がその所属職員のうちから指名した者を、地方機関等の総括管理者等の代理者にあつては当該地方機関等の長がその所属職員のうちから指名した者をもって充てる。 3 略	（総括安全衛生管理者等の代理者） 第8条 略 2 総括管理者等の代理者は、本庁の総括安全衛生管理者及び衛生管理者の代理者にあつては職員支援課長が本庁の職員のうちから指名した者を、本庁の安全推進者の代理者にあつては<u>部</u>の長がその所属職員のうちから指名した者を、地方機関等の総括管理者等の代理者にあつては当該地方機関等の長がその所属職員のうちから指名した者をもって充てる。 3 略
（職域委員会） 第15条 略 2～4 略 5 衛生委員会の会長（以下この項において「会長」という。）は職員支援課長又は地方機関等の長の職にある者を、衛生委員会の委員（以下この項において「委員」という。）は次に掲げる者のうちから会長が指名した者をもって充てる。この場合において、会長は、委員の半数を職員団体の推薦を受けた者から指名し、本庁の委員にあつて	（職域委員会） 第15条 略 2～4 略 5 衛生委員会の会長（以下この項において「会長」という。）は職員支援課長又は地方機関等の長の職にある者を、衛生委員会の委員（以下この項において「委員」という。）は次に掲げる者のうちから会長が指名した者をもって充てる。この場合において、会長は、委員の半数を職員団体の推薦を受けた者から指名し、本庁の委員にあつて

は、 <u>部局</u> （労働委員会事務局を除く。）から各1人を指名するものとする。 （1）～（3） 略 6・7 略	は、 <u>部</u> （労働委員会事務局を除く。）から各1人を指名するものとする。 （1）～（3） 略 6・7 略
---	--

附 則

この訓令は、令和7年6月13日から施行する。

鳥取県訓令第17号

鳥取県職員研修規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年6月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県職員研修規程の一部を改正する訓令

鳥取県職員研修規程（昭和47年鳥取県訓令第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（研修の種類） 第2条 略 2・3 略 4 特別研修は、職員がその職務を遂行するために必要な知識、技能等を習得させるため、職員の所属する本庁の<u>部内局</u>（局に相当するものを含み、課を置かない場合に限る。）、課（課に相当するものを含む。）若しくは地方機関の長（以下「所属長」という。）又は職員人材開発センター所長（以下「所長」という。）が指名した職員に対し、職員人材開発センターにおいて行う研修をいう。 5・6 略	（研修の種類） 第2条 略 2・3 略 4 特別研修は、職員がその職務を遂行するために必要な知識、技能等を習得させるため、職員の所属する本庁の<u>局</u>（局に相当するものを含み、課を置かない場合に限る。）、課（課に相当するものを含む。）若しくは地方機関の長（以下「所属長」という。）又は職員人材開発センター所長（以下「所長」という。）が指名した職員に対し、職員人材開発センターにおいて行う研修をいう。 5・6 略

附 則

この訓令は、令和7年6月13日から施行する。